

横須賀市の技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 10 月

1. 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給料月額・平均給与月額 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
技能労務職員	622 人	46.0 歳	322,016 円	403,996 円
清 掃 職 員	240 人	44.8 歳	334,432 円	445,735 円
学 校 給 食 員	131 人	44.3 歳	288,055 円	335,865 円
用 務 員	133 人	46.9 歳	320,038 円	382,568 円
自 動 車 運 転 手	18 人	46.3 歳	342,956 円	455,085 円
そ の 他	100 人	50.1 歳	335,568 円	411,568 円

※給料月額とは基本給のことです。給与月額とは給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

※その他は、ボイラー技士、電話交換手、土木作業員などです。

(2) 民間企業の従業員の平均年齢・平均給与月額 (参考)

区 分	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
調 理 士	38.9 歳	278,500 円
用 務 員	53.9 歳	227,200 円
自家用乗用自動車運転者	55.6 歳	267,300 円

※民間企業の従業員の状況は、賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の平成 16 年～平成 18 年の 3 ヶ年の神奈川県平均データを使用しています。

なお、廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国の平均値を使用しています。

※技能労務職員の職種と民間の職種の比較については、年齢、業務内容、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。

(3) 年齢別構成の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 代	30 代	40 代	50 代以上	計
技能労務職員	14 人	186 人	192 人	230 人	622 人
清 掃 職 員	4 人	82 人	82 人	72 人	240 人
学 校 給 食 員	6 人	56 人	27 人	42 人	131 人
用 務 員	2 人	33 人	46 人	52 人	133 人
自 動 車 運 転 手	0 人	1 人	13 人	4 人	18 人
そ の 他	2 人	14 人	24 人	60 人	100 人

(4) 経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
高 校 卒	—	*	*
中 学 卒	195,920 円	225,205 円	269,311 円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 1 人または 2 人の場合など個人情報が特定されるおそれがある場合については、平均給料月額の欄を「*」としています。(数値のない欄については、「—」としています。)

(5) その他給与に関する事項

① 給料表

技能労務職員には、5つの級で構成された労務職給料表を適用しています。

② 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当する者に支給しています。

③ 昇給基準

職員の昇給は、毎年 4 月 1 日に、職員の昇給日前 1 年間の勤務成績に応じて、4 号給（平成 22 年度までは 3 号給）を標準として行います（昇給しない場合もあります）。

2. 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならないとされ、また、生計費のほか、同一又は類似の職種为国・地方公共団体・民間企業の給与等を考慮して定めることとされています（地方公営企業法第38条）。

本市においても、これらの法の趣旨を踏まえ、適正な給与水準を実現できるよう努めていきます。

3. 具体的な取組内容

(1) これまでの取組状況

①特殊勤務手当の見直し（平成18年度～19年度）

生活環境作業手当や変則勤務手当等の廃止、福祉業務手当等の見直しを行いました。

②給与構造の見直し（平成19年度）

国家公務員の給与構造改革に準じ、平成19年度から給与構造の見直しを実施し、給与水準の平均4.8%の引き下げを行いました。

③新たな人事制度の導入（平成20年度）

本市独自の技能労務職にかかる人事制度、独自の給料表の設定、処遇職を廃した職務と責任に基づいた昇任昇格制度、より良い職場環境の確立を目的とした評価制度等を平成20年度から導入しました。

④給与減額措置の実施（平成20年7月～平成22年6月）

平成20年7月から2年間、給料の月額を2.5%を減額する措置を実施しています。

(2) 今後の取組内容

技能労務職員の給与水準については、引き続き、本市におけるこれまでの見直し状況や同種の民間企業、国家公務員及び他の地方公共団体の給与水準を踏まえながら、見直しの検討を行なっていきます。

4. その他

現在すすめている集中改革プラン（平成18年度～平成22年度）において、すべてのサービス・業務について、行政が直接行う必要性を確認し、効率性やサービス向上などの観点から、民間の能力や専門知識、ノウハウを活用した方が、より効率的・効果的に実施できるものは、サービス水準や内容のチェックなど、行政としての責任を確実に果たすことに留意して、積極的に民間委託を推進し、また、すべての公共施設について、市民ニーズの把握に努め、設置目的や管理運営方法を検証し、指定管理者制度の活用も含め、効率的・効果的な管理運営に向けた見直しを行い、利用促進と有効活用を図る

こととし、技能労務職員に関わる業務等については、

- ①定日ごみ収集業務の委託（一部実施済）
- ②道路維持センターの業務の委託（実施済）
- ③養護学校スクールバス運行管理の委託（実施済）
- ④火葬場の管理運営体制の見直し
- ⑤公立保育園・通園施設等の管理運営の見直し、再編（一部実施）

などの、取り組みを進め、これらの取り組みにより、技能労務職員の職員数については、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で 124 名の削減を見込んでいます。

また、最近の横須賀市民病院における経営状況を勘案し、経営の効率化のひとつとして、病院給食業務の平成 21 年度からの委託化に向けて取り組んでいます。